

平成24年12月13日（木曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成24年12月13日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

復興事業推進課参事
兼用地対策室長

佐藤孝志君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

建設課長

三浦孝君

危機管理課長
総合支所長兼
地域生活課長

佐々木 三郎 君
佐藤 広志 君

事務局職員出席者

事務局 長
主幹兼総務係長
兼議事調査係長

阿部 敏克
三浦 勝美

午後3時45分 開会

○委員長（西條栄福君） 定例会、そして現地調査と皆様大変ご苦労さまでございました。

引き続き、お疲れではあろうとは思いますが、よろしくお願いいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

お諮りいたします。「陳情9の4自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書」と「陳情11の4南三陸町の魅力・誇りである『自然・景観・海産物』を次の世代に残すために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書」の陳情2件は相互に関連がありますので、一括議題として審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、「陳情9の4自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書」「陳情11の4南三陸町の魅力・誇りである『自然・景観・海産物』を次の世代に残すために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書」の2件を一括議題として審査いたします。

当局より防潮堤に関する説明資料が提示されておりますので、説明を願います。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私のほうから資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

前回の説明と重なる点もございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目をお開き願いたいというふうに思います。

1ページ目に海岸防潮堤の高さの設定手法ということで載せております。今回宮城県内22のブロックに分けて、それぞれの湾の特性に応じたシミュレーションを行って想定する津波の高さを出しております。その中で、これまでの津波それから想定されています宮城県沖地震等をもとにシミュレーションをするということが載っております。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。そこで模式図がございます。

一定の高さの津波が来たときに防潮堤を設置したとき、当然防潮堤にぶつかりますと津波がせり上がるということが考えられます。今回の防潮堤につきましては、このせり上がりの高さにプラス1メートルを足した部分の高さで設定をしております。例えば、せり上がりが7メートルあればプラス1メートルをして8メートルという高さの設定でございます。

次に、3ページ目にせり上がりについて若干触れさせていただいております。

ご存じのように、津波は長周波の波でございます、堤防のない場合は進行波、一定の方向に向かう波という形で陸に遡上するわけでございます。ただ、堤防がなくても海底地形の影響で汀線付近、水際付近でございますけれども、では沖の水位に比べて高くなる傾向がございます。この場合、その汀線付近に防潮堤がある場合は、その全面で当然波がせきとめられますのでせり上がりを起こすこととなります。当然、防潮堤で越流する分はとめますので進行波より高い波が水位となることとなります。

下に模式図をつけております。上の太い線が津波の水位ということでお示しをしております、下の細かい線が海底それから地上を含めた地形でございます。プラスマイナスゼロという表示がございますが、それが汀線付近だと。ぶつかる点が汀線付近と考えていただければ、表示しておりますとおりに汀線付近では一旦波が、津波の水位が高まりまして、遡上するにしたがって一旦は水位が下がりますが、道路等そういう状況の構造物があった場合、防潮堤の役割を果たしてその全面ではまた水位が上がるという状況になります。

4ページ目をお願いいたします。

上のほうに今の繰り返しの説明が載っております。左側に防潮堤がない場合は、一定の水位で遡上をします。それで、右側に載せておりますが、もし防潮堤があった場合、防潮を超えて本来行くべきものがとめられますので、その水量に相当する部分が防潮堤の全面で水位が高くなるということでございます。

それで、今回のシミュレーションに当たりましては、L1津波の想定をすることになっておりますので、今回志津川湾に関しましては想定宮城県沖地震、連動型といわれるものを採用しております。それから、地形につきましては東日本大震災後の地形、海底の部分も含めましてそれを採用させていただいていました。その結果でございますが、何点か今回代表的なところを載せさせていただきました。

折立漁港ではせり上がりが7.7メートル、林地区、林の漁港がございますけれどもそこでは7.2メートル、志津川漁港では7.2メートルですね。それから、伊里前漁港では7.4メートルという結果になっております。参考までに、右側にL1のそのときの進行波の高さ、水位を載せ

させていただいております。本来、進行波を出すようなシミュレーションになっておりませんので、防潮堤の影響のない範囲で数値を拾わせていただいておりますので若干のばらつきがございますけれども、基本的にはその進行波から大体1メートル前後、この地形によって、複雑な地形でございますので一概にはいえませんが、大体1メートル前後のせり上がりが発生するものと想定をされております。それで、今回の志津川湾の防潮堤の設定高さにつきましては、折立漁港の7.7メートルが最大値でございます。ただ、これは地区によって必ずしもこのとおりに来るわけございませんので、安全を考えまして7.7メートルを採用させていただきまして、プラス1メートルとし8.7という高さを決定しているところでございます。

次に、5ページ目でございますけれども、志津川漁港の計画といたしますかを載せさせていただいております。赤く表示しておりますのが現在復旧工事をしている部分でございます、それで青く着色している部分が防潮堤の復旧する位置の表示をしております。これは、あくまで査定のときの資料でございますので、ここで決定ということではございません。ただ、1カ所だけ魚市場付近、内陸側に太く点線で青く着色をしております。これは、市街地の復旧計画に合わせた位置ということで内陸側にセットバックをして、その辺付近につくりたいという考えでございます。それから、そのほかにつきましては現在の位置ということで着色をしております。ただ、これについても現在測量それから調査等をしておりまして、位置の決定をこれからすると。それから、タイプ。6ページ、7ページに防潮堤のタイプがございますけれども、そのタイプの決定もこれからするという状況でございます。

6ページ目に関係者の防潮堤の標準図が載っております。これは、戸倉海岸の標準図をそのまま載せさせていただいております。右側が陸側で、左側が海側ということでござらんになっていただければと思います。基本的には、法勾配は2割と、1対2ですね。2メートル行って1メートル上がる勾配という形になっております。ただ、土質条件に、それから前後の海浜利用の状況に応じましてはそれ以上緩くすることもされております。ちなみに、戸倉海岸につきましては、海側につきましては3割勾配。1メートル行って30センチ上がるという勾配に設定をしておるところでございます。

それから、7ページ目でございますけれども、これは逆に重力式の防潮堤でございます。全面に重力式のコンクリート構造物を設置いたしまして、背後に盛り土をしてコンクリートを被覆するというタイプでございます。

8ページ目に伊里前川の平面計画図を載せさせていただいております。これは、先月地元で説明会をしたときの資料そのままでございます。河口より約1.2キロ、今回そのバック堤の事

業を推進するというところでございます。ただ、河口から約600メートルは8.7メートルの高さになりますけれども、ちょうど消防署の歌津出張所がございましたが、あの付近から6.9メートルに下げるという計画でございます。赤く塗っているのが、今回のバック堤でございます。

それから、次に9ページ目にその河川の縦断図を載せさせていただいております。

上から説明をいたしますと、赤く表示しておりますのが今回計画をしているバック堤の高さでございます。その下にあります、青いちょっと太い線が波打っていますけれども、これが想定される津波の遡上高でございます。次、緑の線が3本ございますが、上から現在の河川堤防の高さでございます、真ん中の線が計画されています洪水時の水位でございます。一番下が、計画の過少高という形でございます。それから、左の下にちょっと小さいんですが朔満という数字でプラスの0.706という数字がございますけれども、これは朔望平均満潮面の高さでございます。わかりやすいと、大潮のときの満潮の高さ、これを平均した高さがT.P.でいうと70センチあるという表示でございます。

一番最後の10ページに、伊里前川のそれぞれの断面を載せてございます。

A-A断面といいますのが、8.7メートルの箇所の標準的な断面図でございます。茶色の部分がこれまでの地山でございます、新たに黄色い部分を盛り土してその上にコンクリートで被覆をするということでございます。それから、次のB-B断面、これは上流側のT.P.の6.9メートル部分の高さでございます。これにつきましても、同じように茶色の部分が現在の地山でございます、黄色い部分が盛り土、それから上をコンクリートで被覆するという計画でございます、上流部につきましては河川護岸が比較的新しいものですからそのまま生かすという形で計画をされておりますし、下流域につきましてはかなり老朽化をしているので、今後地震等で倒壊それから本工事をやる段階で壊れることが予想されますので、すべて撤去をして新たにつくるという計画でございます。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） まもなく4時を目前としておりますけれども、時間延長をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。

当局よりの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

陳情9の4、陳情11の4に対し、各委員のご意見、当局に対して参考意見として伺いたいことがあれば伺ってください。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 陳情書を見ますと、景観のこととかそういう自然に対するもう少し考慮、考えてほしいという陳情書であります。

私も認識不足だったんですが、今説明を聞きまして、7ページの防潮堤標準断面図というところがありますね。ありますね。これを見ますと、かなり高く……。私は、盛り土をするので極端に高くないんじゃないかなという気もしていたんですが、これだと盛り土をした上にさらにこれぐらい高くなるということでしょうか。そして、場所としてはこの地図の中でどの部分がこれに当てはまるのでしょうか。

海が見えなくて困るという人たちもおりますし、そういうことになるのかどうかということも心配していますので、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 7ページは標準ということで、どこということではないんですけども、あえてということになりますと魚市場の部分につきましてはこういうタイプになるのかなというふうに考えてはおります。

ただ、高さの関係でございませけれども、今基礎の高さが、平均海水面がちょうどコンクリートの一番下の高さということでございませるので、当然これにつきましてはその場所場所によって比高といいますか背後地との高さの関係ですけれども、高いところもあれば低いところもあるということでございまして、必ずしも目の前に8メートル70の高さがあらわれるということではありません。背後地の高さが2メートルあれば6メートル70という形になりますので、これはちょっと測量してみないとどういう形に設置をするかというのはわからない状況でございませ。

それから、防潮堤のタイプ、当然景観的なこと、それから海浜の利用も考えなきゃなりませんので、当然そういうことが予想される場所につきましては、必ずしもこの擁壁タイプではなくて盛り土タイプということも十分考えられます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 私もなんですが、多分さっき言いましたようにすごい7.8メートルの防潮堤がずっとつながっていて海も見えないと、非常に景観も悪いとそういうふうなことを町民の方たちは考えていると思います。私も言われました。だから、町民の方たちにもこういう説明をきちっとしているのでしょうか。今伺いますと、この7ページのところはずっとそのまま行くんじゃないと。その場所によってはもう少し低くなる部分もあるし……。低くというか、4ページですか、そういう部分にもなると。場所によってはいろいろ違ってくるという、今何か課

長、そういうふうを受け取っていいんですか。違うんですか。だから、この場所によってはこういうのが出てくるのかなと思ったんですが、その辺が多分町民の方たちもよく理解していないでないかなと思うんです。私自身も理解していないんですけれども。その辺をきちっとやっぱり説明する必要もあるんでないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 高さについては、先ほど申したとおり安全を考えて、湾内については8.7ということで変更はないと。それから、防潮堤のタイプが場所場所によっては違うこともあり得るということでございます。

あと、今後その背後地のかさ上げの高さ、まだ決定していない部分もございますけれども、それが決定すれば具体的な背後地からとその防潮堤の関係というのがはっきりすると思うんですが、現在の段階では防潮堤のほうの具体的な形も見えてこない、それから背後地の形もまだ見えていない状況ですのでなかなか説明は難しいんですけれども、今よりは多分盛り土はかさ上げされると思いますので、その程度によるのかなというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 今の説明ですと、背後地も、それからかさ上げというか、高さは決まっているけれども全体としてのあれがまだわからないという話なので、どこを基準に考えたらいいのかなと私、今ちょっと戸惑っております。

志津川漁港の海岸のところをずっとこの地図で見ますと、高さは変わらないかもしれませんがけれども、どの程度私たちが行って海が見える場所というか見られるのかなと。海と道路とその中のところにどのくらいの距離があって、そういうふうなものちょっと私わかりませんので、まだちょっと、課長はまだ背後地の問題もあるので決まっていないというふうな話なんです、どこを基準に考えたらいいのかなと思っておりますので、もう一度説明をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そうですね。前回のお話しの中でも事業推進課長からお話しがあったと思うんですが、河川が3カ所ございますので、それは、国道は乗り越えていくということになります。すべてが一様な高さではなくて、河川を横断する部分が高くなって、また何もなところは一旦低くなるということなので、国道から見れば見えるところと見えないところがあるのかなと。ただ、これにつきましては、被災前も当然国道から海は多分見えていなかったと思いますので、そういう意味では国道を走る分については余り違和感がないのかなというように考えてはおります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）それでは、ないようでありますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

委員各位は、議員控え室にご参集をいただきたいと思います。当局は、ここで暫時の間お待ちをいただきたいと思います。

それでは、委員さん方お願いいたします。

午後4時06分 休憩

午後4時17分 再開

○委員長（西條栄福君） 再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、ご意見があれば伺いたいと思います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、陳情9の4の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の4を採決いたします。

本陳情書は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択すべきものと決しました。

次に、これより陳情11の4の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情11の4を採決いたします。

本陳情書は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択すべきものと決しました。

そのほか、その他として確認したいこと、ご意見等があれば伺っていただきたいと思います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 先般、この定例会に向けての議会運営委員会がございまして、その定例会の合間に今行われております特別委員会を開催するということになったわけであります。その議会運営委員会の中で、特別委員会の参考資料として産業廃棄物に関する資料、町が県に提出をし

た資料があれば委員長から議長を介して当局のほうに提出申請をしていただきたいと。議会運営委員会では、満場一致でその資料を求めることになったわけでありませう。

12月5日の議会運営委員会でありましたので、7日に執行部のほうにその旨の申し出をして資料の提出を求めたところ、土壌調査、水質調査をしたその調査書はあると、それは既に議会の皆様方に配付してあると。そのほかの資料はないというお話だったようでありませう。いや、そのほかにもあるのではないかと。ここに本日提出されました旧ゴルフ場予定地廃棄物調査書が町から県に提出をされておるという内容をお話ししたところ、事務局のほうから執行部のほうに話したら、実はあるんだと。しかし、提出はできないんだということになったわけでありませう。この特別委員会あるいは議会で参考資料を、もちろん議長を介して議長が事務局に命じて事務局が執行部に申し入れをするのでありませうが、その資料が特別な理由でない限り、私は出すべきではないのかなということでは思っておりました。

月曜日になって、議長が今度はみずから執行部に申し入れをした。ところが、執行部は県警の捜査中だという理由で提出することはできないということで、11日に定例会が終わって全員協議会でその旨はお話しされましたんでね、何だ県警の捜査がまだ終わっていないのかなと。終わっているという情報もあると。その旨をもう一度話していただきたいということで、再三議長が執行部に提出を求めて、本日提出になりました。この本日提出になった過程をお話ししました。

そこでお聞きいたすんですが、12月10日に県警の捜査中で提出できないという理由のようでしたけれども、本日提出した理由はその県警の捜査が終わったために提出できるということで、提出したという判断でよろしいですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、この調査書の件でございますけれども、これまで提出に至るまでに今委員おっしゃったような形で時間をかけてしまいましたけれども、これにつきましてはもちろん県のほうと内容につきましてどの範囲まで開示していいものかと、そういった部分を協議していたために今日まで時間がかかってしまったということでございます。

それで、県のほうの調査でございますが、宮城県の廃棄物対策課並びに宮城県警のほうの捜査という形で二段構えといたしますか、双方で調査を進めているということでございます。最終的に結論を出して町に通知をするのは、前にも申し上げておりますけれども宮城県の廃棄物対策課であります。その宮城県のほうで調査をまとめるためには、その県警の捜査の結果であるとか、あるいは前に町のほうで提出しております環境調査書であるとか、本日ここにありませう

調査書もそうでございますけれども町で行った調査、そういったもろもろの情報を県のほうで取りまとめて、その上で最終的に判断するというようになっております。

県警のほうの捜査でございますけれども、町のほうで今報告を受けております、把握しております状況といたしましては、これまでに判明した事実に基づいて調査を行った結果、投棄者は特定できていないんだという報告はいただいております。

したがって、その先につきましては確認が取れておりませんが、少なくとも現時点におきましてはこれまでのこの調査に基づいては、投棄者が特定できていないという形は県警のほうではそういう報告を受けております。宮城県のほうにも当然同じ報告がなされていると思いますので、その報告内容とそれから町から提出しておりますこれまでの調査の結果、それらを勘案いたしまして、近いうちには県のほうでも結論が出されるものというふうに認識しております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 まだ、そういった質問をしていないんです、中身についての質問は。12月10日に、7日、10日、この資料の提出を議長みずから執行部に請求したところ、県警の捜査が終わっていないという理由で出さなかったと。で、本日出したと。県警の捜査は終わったのかということですよ。簡単な質問ですよ。終わったために出たんでしょう。

それで、続けて中身まで行かなくても、委員長いいですかね。県のほうで開示する際、開示請求をして開示する際に、町に、こちらのほうに問い合わせがあったわけですよ、どこまで開示しているかということで。打ち合わせというか電話でのやり取りをしたわけです。黒塗りをする部分、そういったことを話し合ったと思うんですが、それはそれとして、県のほうでは請求されて開示したのは11月です、11月。もし、皆さんがこの議会に提出しない、できない理由が県警の捜査が終わっていないからといって出せないのであれば、11月の時点でも出せないんじゃないですか。私はそう思うんです。なぜ、県のほうで開示しているのに議会に提出できないという話があるのかということです。11月に開示しているんですから。これは、町長、副町長、どちらですか。その辺。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 県のほうから開示しているかどうかの照会があった分についてはちょっと私は聞いておりませんが、議長のほうからそういう要請があったことは事実でございますけれども、当時、逆に宮城県のほうで条例の手続によって開示をしたというお話しはその際聞いてございます。同様なものであると、相当黒塗りで、個人情報にかかわる話でもござ

いますのでそこは町としても慎重に取り扱わざるを得ませんので、というお話しは議長に申し上げてございます。

なお、県警の話でございますけれども、さっき環境対策課長がお話ししたとおりでございます。現時点では特定できていないという話は私も伺ってございますけれども、捜査をそれで終えたというようなことではないというふうに認識をしております。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 県の廃棄物対策課で情報を開示した際の町への連絡でございますけれども、これにつきましては開示請求があつて町から提出があつたこの調査書を開示したいんだと。内容をはっきりとは、物はその時点では確認しておりませんが、ただ県で開示する場合にはほとんどの部分を黒塗りにして出さざるを得ないだろうということで、このタイトルであるとか本当の一部だけで、ほとんどの部分は黒塗りで出すようになるんだけれどもそれでよろしいかという確認の電話はございました。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 黒塗りが、中身がどうかそんなことを聞いているんでないの。県が出しているものを、町が議長に対して議会に県警の捜査が終わらないという理由で提出しなかったんだから、7日と10日に。再三、3回目ですよ、要求したのは。県警の捜査が終わったから出したんでしようということを言っているんですよ。その出せなかった理由がなくなったために出したんでしようということ。県警では、県に提出が終わっております。きのうかきょうかあしたか、つくはずです、この町にその内容。副町長は、県警の捜査中だと。県警にその捜査中だか、まだ終わったか終わらない、確認したんですか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 改めて確認はしてございませぬけれども、前に現時点で特定はなかなかできていないという話の折に、それで捜査を終えているということではないというお話しは伺ってございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 議長に出せない理由を県警の捜査中だからといって言い切ったんですよ。確認もしないで言い切ることができますか。そこを言っているんです、私。議会を何だと思つていらっしゃるんですか。我々は、審議を尽くさなきゃならない立場なんです。それはおわかりのことと思つていらっしゃるんですね。そのためにはいろんな参考資料を見なきゃならない、そして決定を下さなきゃならない。それを言っているんですよ。何を根拠に話をしているのか、私から言わせるとうそ

をついたことになりますよ、うそを。県警の捜査中といえば引っ込むかと思って。そうはいきませんよ。その県のほうから新しい報告書なり文書が来ると思うんですが、我々に提示するのはいつごろになりますか。

それから、この内容、中身なんですけど、個人情報の関係で出せないものは、これは私も十分知っております。それで、この8月1日10時からこの役場内で調査しましたよね、担当者2人でね。その中に出席者ということがうたわれてあるんですよね。これは削除といいますか記載になっていないんですが、この出席者というのは会社なのか個人なのか代表者なのかわかりませんが、その方を調査した理由は履歴からやったわけですか、土地の履歴から。何人調査をして、あるいは何社調査したんですか。個人名は出さなくて結構ですから、個人情報ですから。それぐらいは言えると思うんでね、それはどうなっています。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 調査、8月1日でございますが、この際に出席をお願いして事情をお聞きしたのは1人でございます。

○委員長（西條栄福君） 課長、報告書が来たら提出できるのかって。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 県からの連絡については、まだもちろん届いておりませんが、恐らく近々届くものとは思っておりますが、これにつきましては県から通知があり次第、内容についてはお示ししたいと考えております。なるべく早い時期に開示したいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その8月1日に調査して、その方を1人ですね。その選んだ、理由はどうか、なぜその方に調査をしたのかということです。何かあってから、その方を呼んで調査をしたんですか。その辺どうなんです。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 先ほど委員おっしゃったように、土地の沿革、履歴を調査して、その結果関係が深いだろうと思われる方をお呼びしました。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうすると、県警のほうでも特定、断定できないと。早くに来た書類ですね、県を通じて。まだ調査中というか、それは8月1日の調査をしてそれを報告して、県警のほうでは9月ごろまで、10月ごろまでやったのかわかりませんが、その段階ではまだ特定ができていないという報告だということですよ。もちろん、そうなりますとこの調査をしたと

き、この1人の方に町が調査をしたときも、その方は私はやらないとか知らないとかそういったたぐいの話だったかと思うんですね、県警でもそう。多分、この報告書を見ますと、調査書の内容を見ますとそういったたぐいのものですが、そこでその数量とか品目、前にも話がありましたよね。

ただ、具体的な最終的な数量というのはどれぐらいになって、その排出された産業廃棄物の処理というのはどういうふうになさったのか。きょう行って見たら、何もそういったたぐいのものは見当たらなかったんですが、もう処分して終わったのかどうか。誰が処分したのか、数量、その辺どうなっています。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 数量及び廃棄物の種類につきましては、実際まだ埋まっている部分が多いと思いますので、それについての正確な数字及び品目についてはまだ判明はしておりません。それで、実際まだ廃棄物を土と一緒に掘り出して、出ている部分がありますけれども、その処分については最終的にはその県からの通知を待って、その内容に従った形で町としては対応していきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ちょっとまだその産業廃棄物なるものは土の中にあって、全部をまだ取り出していないということですね。そして、その数量的なものもまだわかっていないと。具体的にこれはいつごろわかって、1つの発見された沢を全部取り除いたと、その1つの沢をですよ。それは、いつごろになる予定ですか。それによって、その高台移転の進み方に支障がないのかどうか。私は支障があると思うんですね。だから、そのすべてを出して処分をしない限り、なかなか国でもうんとはいわないんじゃないかなと思うんですね。

今回、その場所の予算が何か削られたような、高台の造成の予算が削られたような話しも聞いてきたんですけども、それはその産廃が出たのが理由ではないかというような話も流れておるんですね。だから、その辺の関係といますか、どうなっています。心配なく計画どおりに進められますか。それから、現場150メートルずれたということでお話しは聞いたんですけども、国からの予算のことは問題ないですかね。その辺、どういうふうになっています。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） その廃棄物の処分でございますけれども、これについては現在埋まっているものをすべて掘り出して処分をするのか、あるいは安定型の閉鎖処分場の扱いでそのままにしているのか、その辺についての最終的な判断は宮城県のほうでなされるというこ

とでございまして、その県の通知を待って対応するということになります。ですから、今現在廃棄物をすべて処分するのかどうかというところまでは、町としては検討に入る前の段階でございます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 状況は、今環境対策課長のほうから申し上げたとおりでございます。きょう、本日お示ししたのも戸倉地区のその廃棄物の部分の推移がどうなるかちょっとわからないという状況もありまして、それを避けた案で国のほうとの計画調整を今やっているところでございます。それを待った上で交付金の予算がつくつかつかないかという部分にはなりますけれども、今のところ計画としてこの土地利用計画の配置図で国のほうとの協議を行っているところでございますので、今後その計画が大臣のほうに認められれば、予算交付金の事業予算として要求をしていくというふうなことになるかと思えます。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 ある意味、前者は意見ということで申しておるところもありますので、私の考えもちょっと述べながら質問したいと思いますが、課長、これは完全に産廃の問題と高台移転の問題というのは切り離して考えて進めていくことは可能ですよね。まず。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 切り離して考えることが100%可能かどうかという部分はちょっと断言できませんけれども、今の方向性としては産廃の部分を切り離した形で計画をつくっているというふうな状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 今、この町の非常時でして、今、何を最優先に進めなくちゃいけないかというのを考えたときに、それは町の復旧・復興であり被災住民の一日も早い生活の再建であって、そのためにはきのうたぐさんの議員から一般質問でいられていますように一日も早い高台移転を進める、これが大前提であろうと思っております。そもそも、あの産廃はもう何十年も前からあの場所に眠っておった物でありまして、何も直ちに何らかの影響が出るというものでもありませんし、今さらこの非常時に余計な時間やエネルギー、そして費用を費やして処分をしなくちゃいけないというのでは、私は全然ないものと思えますよ。そうしたことで、あの場所はきちっと立ち入り禁止にして、凍結をするなりして、復旧・復興が完全に終了した、完了した後に改めて議論すべきものであって、それでも十分なものだと思いますが、その辺いかがなものでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど現地でもご説明いたしましたが、廃棄物が投棄されているだろうと想定されている部分を避けての計画としておりますので、今後その廃棄物をどうするかは環境対策課を中心に検討するかと思うんですが、当課とすれば議員今ご指摘のとおり地域の住民の方々も一日も早い高台移転を望んでいるという説明会での話しもありましたので、今の計画で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 ぜひ、完全に復旧・復興が完了した後に、この問題を改めて議論するような方向で進めてほしいと私は思っております。終わります。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 いろいろ戸倉のそのゴルフ場跡地のその廃棄物の件、心配をしているからこそ委員が恐らく発言しているんだろうと。一日も早い戸倉地区の高台移転が着工して、完了することを私は望んでいるんです。伊里前の高台移転の戸倉の高台移転は伊の一番に話題になりまして、県のほうからもテレビ等でも報道されていたところであります。ところが、たまたまいろんな流れの中で戸倉地区に、あの場所につくるんだということに決定して、始めようとしたら産業廃棄物が出たと。非常に心配して議会はいっているわけです。何も妨害するとか遅らせようとかということじゃなくて、産業廃棄物なんだから本当に誰がここで何もないとか、今後害があるとかないとか誰も決めつけられるものではありません。いつどう出てくるかわかりませんからね。

それで伺いをするわけですがけれども、先般、四、五日前ですかね、三陸新報に補助が決定された内容の記事が掲載されました。その中で、南三陸町は戸倉地区のその高台移転は産業廃棄物の関係で補助が見送られたというようなニュアンスの記事が上がったんです。それで、私はいろいろこれは大変だなと思って心配をしているわけですがけれども、その県のほうの補助の見送りは産業廃棄物とは全然関係がなかったのか。県警の捜査、それらにも全然関係がないのか、そのかわりです、関連。それが関係があるのかないのか、その辺をどう言うように考えているのか。一日も早い着手は私も望んでいるところですから、そういうことで心配してみんな言っているわけです。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回の第4次の交付金事業として、戸倉地区の団地の部分も一部交付金事業として認められました。その認められた部分につきましては、被災した宅地

の買い取りの費用の部分だけです。測量費については既に年度当初から認められておりますので、測量を今やっているところでございますけれども、今後その産廃の部分の懸念の部分については交付金の影響も確かにございます。当然、交付金の影響もございます。その方向性、丸きり先ほど切り離しては考えられないと、100%断言できないというお話しをさせていただきましたが、そういった部分もございまして、いわゆる高台の事業費の部分はまだ交付金として認められてはいません。

今後、捜査の状況、産廃の取り扱いの問題、そういったものを解決するということになると思いますが、それに準じて交付金の予算獲得に向けて今の計画で進めていくということでございます。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 今の説明を聞くと、大いに関係があるんだ。捜査のその因果関係が大いにあるということでありまして。とにかく、一日も早く戸倉地区のその高台移転が進むように当局としても努力をいたしまして、その都度議会にその内容を説明していただきたい、こういうふうですね。それを出し渋ったり、その内容をです。やはり、課長ね、議会の予算審議に必要だと議会が認めて請求した書類、それについては提出しなくてはいけないんですよ。正当な理由があれば別ですけどもね。それは、議会の審議に前者も何度も話しておったようですけども、全部すべてがその審議にかかわってくるんですよ。それらを勘案して、議会として判断をして決定していくんです。それを公の場所に、公開が原則ですから。それを出せないとか出さないとかそういうこと理由を付して、文書か何かで議会に示せばこれは別ですよ。ただ、口頭でこうだからああだとか黒塗りだからとかまだ終わらないから、聞けば終わったのか終わらないのか、その捜査もね。終わったというふうなうわさも聞いていますがね。そういうことだと思いますので、今後はそういうようなことで対応していただきたい、こういうふうに思います。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 その本題に入りたいと思います。

といいますのは、この震災を受けました町道、農道の改修にかかわる質問でございますけれども、この件につきましては私も一般質問でやろうかなというふうに思ったんでありますが、答弁書を作成するのは担当課長だろうと。大変な仕事を、今、非常に忙しい時期でありますからまた余計な仕事を与えたんでは大変だなと、産業振興の産振課長も含めてですけども、今回は一般質問を取りやめて、特別委員会があるということで今これから質問するんですけど

も、その町道、農道の改修整備事業につきましては3名の道路族議員とでもいいですか、再三の質問があったわけでありますけれども、そのとき町長は道路整備計画の中にこれから入れているものもある。優先されるのは、震災があってこれから集団移転、公営住宅に住む方々の生活道路、それから震災に遭った道路の復旧が優先であるというふうな答弁をされまして、まさしくそうだなと、まさしくそのとおりだと。ほかの道路は必要ではないということはいいませぬ。ただ、今復旧のための、復興のための予算の道路の整備が優先されるもんだなというふうに思いました。

そこで、町長ですね、歌津にあります館稲渕線があるんですが、この道路の頂上には地域の方々、現在仮設住宅があります。これから集団移転の計画にもなっております。そうしますと、あそこの1本の町道、稲渕におりるまでの道路ですね、集団移転のところから。あの今の路幅あるいは砂利道、カーブ等がありますと、これから生活していく上で非常に支障を来すといえますか困難な状況になりますので、その館稲渕線の整備についてお考えをお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、幅員を確認しております、3メートルということで非常に狭隘だというふうに思います。土地でちょっと断念したという経緯もあるんだそうですけれども、基本的には用地の問題等々もあると思いますので、その辺改めてもう1回現地を含めて見ながら確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 現在でも奥のその道路しかないものですから、すれ違いができないんですよ、今言ったように3メートルで。人の土地の庭に入ったりとか、そうやって非常に通行に困難を来しているというのが事実でありますので、これは町長もこのように言っていますので、課長ね、率先して、そのためにあえて一般質問をしないでこの特別委員会でお話しをしているんですから、ぜひ早目に事業を進めていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（西條栄福君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了としたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時57分 閉会